

市第95号議案 横浜市民生委員の定数に関する条例の制定について

1 提案理由

地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」（地域主権一括法）が施行されたことにより、「民生委員法（昭和23年法律第198号）」が一部改正され、民生委員の定数について、条例で定めることとされました。

2 民生委員法の一部改正内容

改正前	改正後
第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、 <u>その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。</u> (新設)	第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、 <u>都道府県の条例で定める。</u> 2 前項の規定により条例を制定する場合においては、 <u>都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</u>

※指定都市が処理する民生委員に関する事務は、都道府県と同じです。（地方自治法第252条の19第1項）

3 厚生労働大臣の定める指定都市の配置基準

220から440までのいずれかの数の世帯ごとに1人 ※参酌すべき基準

4 条例案の内容

民生委員の定数は、200以上440以下の世帯に1人を置くことを基準として規則で定めるものとします。

※現行の配置基準と同様

※平成26年12月1日現在の状況：定数4,132人(現員数4,006人)

5 条例案の考え方

厚生労働省通知（平成25年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）では、「定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること」としていることから、厚生労働大臣が定める基準を参酌し、本市が運用している現行の配置基準（※）を継続します。

※現行の配置基準

本市においては、人口の流動性が高いことから下限を緩和して「200世帯から440世帯に1人配置」とするほか、地域特性を踏まえ、弾力的な定数基準の運用を行っています（平成18年2月福祉局地域福祉課長通知）。

6 条例の施行予定日

平成27年4月1日